

仕 様 書

1 件名

文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託

2 目的

本仕様書は、文化センターに設置する自家用電気工作物について、法令により適正かつ合理的な保安管理業務等を委託することを目的とする。なお、本業務の履行細目は、電気事業法第 4 2 条第 1 項の保安規程に基づくものとする。

3 所在地及び設備容量

府中市立文化センター 1 0 館（別表 1 及び定期点検一覧のとおり）

4 保安業務担当者の資格等

- （ 1 ） 受託者は、保安業務担当者について、電気事業法施行規則に適合する者を充てるものとし、保安業務担当者選任通知書に履歴書を添えて提出すること。
- （ 2 ） 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合には、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に保安管理業務の一部を実施させることができるものとし、その場合は、保安業務従事者通知書に履歴書を添えて提出すること。
- （ 3 ） 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 連絡責任者

- （ 1 ） 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定め、その氏名及び連絡方法を受託者に通知するものとする。
- （ 2 ） 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代理者を定め、その氏名及び連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- （ 3 ） 委託者は、前 2 項による通知内容に変更が生じた場合は、受託者に変更内容を通知するものとする。
- （ 4 ） 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代理者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

6 協力と義務

- （ 1 ） 委託者は、受託者が保安管理業務を実施するに当たり、受託者が報告又は助言した事項及び双方が協議決定した事項について、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- （ 2 ） 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

7 委託業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い受託者が実施する業務は、次のアからサまでによるものとする。

- ア 委託者は、別表 1 の事業場について受託者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に規定された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- イ 受託者の保安業務担当者は、委託者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に提示すること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- ウ 受託者は、別表 1 に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用並びに事故等に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、作成及び手続の助言を行うこと。
- エ 契約の履行上必要な所轄の産業保安監督部への申請、届出等の諸手続について、委託者の要請により受託者が速やかに行うこと。
- オ 前号の申請に係る承認が得られない場合又は受託者に起因して承認が取り消された場合は、委託者は契約を解除できるものとする。
- カ 受託者は、別表 1 に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じてとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- キ 受託者は、別表 1 に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて工事期間中の点検を行い、必要に応じてとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。
- ク 受託者は、別表 1 に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、技術基準に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、委託者にとるべき措置を指示又は助言し、委託者はその記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- ケ 受託者は、電気事故その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合に、委託者若しくは電力会社等から通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切離し等に関する指示を行うこと。また、事故等の原因及び不具合箇所を調査し、再発防止のためにとるべき措置について指導又は助言を行うほか、必要に応じて臨時点検を行うこと。
- コ 受託者は、電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査に立ち会うこと。立会いについては、その都度、関東東北産業保安監督部の通知に基づき、直ちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。
- サ 電気事故等における対応及び体制は、次によること。
 - (ア) 電気管理技術者にあつては委託者と常時連絡が取れる体制とし、電気保安法人にあつては委託者と電気保安法人の事業所及び保安業務担当者と常時連絡が取れる体制とすること。
 - (イ) 受託者は、連絡を受けてからおおむね 1 時間以内に当該事業場に到着できる体制とすること。
 - (ウ) 受託者は、台風等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。
 - (エ) 必要に応じて別表 1 の受電設備の清掃を行うこと。

(2) 前項の保安管理業務のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する電気工作物については、受託者は委託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。この場合、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者はその記録を確認するものとする。

- ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する自家用電気工作物。
 - (ア) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
 - (イ) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
 - (ウ) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
 - (エ) 機器の精度等の観点から、専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。
 - (オ) 内部点検のための分解、組立てに特殊な技術を要する機器。
 - イ 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物。
 - (ア) 立入りに危険を伴う場所。
 - (イ) 情報管理のため立入りが制限される場所。
 - (ウ) 衛生管理のため立入りが制限される場所。
 - (エ) 機密管理のため立入りが制限される場所。
 - (オ) 立入りに専門家による特殊な作業を要する場所。
 - ウ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。
- (3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、前2項によるほか、委託者が確認するものとする。

8 点検の頻度及び点検項目

- (1) 受託者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について別表2に掲げる内容を基本とし、その詳細は保安規程によるものとする。
- ア 月次点検（太陽光発電設備を除く）
 - (ア) 文化センター10館について、毎月1回（24時間監視装置設置の場合は隔月）の頻度で、停電を伴わず、設備が運転中の状態で点検すること。
 - イ 年次点検（太陽光発電設備を除く）
 - (ア) 文化センター10館について、1年に1回の周期で、施設を停電させて点検、測定及び試験を実施すること。
 - ウ 太陽光発電設備
 - (ア) 押立文化センター、新町文化センター、住吉文化センター、紅葉丘文化センターの太陽光発電設備について、月次点検及び年次点検を実施する。月次点検は毎月1回とする。
 - (イ) 月次点検では、太陽光パネル、パワーコンディショナ、接続箱、盤、配線及び架台について、損傷、汚損、腐食、緩み、過熱、異常表示その他の異常の有無を外観により確認する。
 - (ウ) 年次点検は年1回とし、太陽光パネルの点検、絶縁抵抗測定、開放電圧の確認及び盤の接地抵抗測定を実施する。
 - (エ) 点検により異常又はその兆候を確認した場合は、速やかに委託者へ報告し、必要な措置について指示又は助言を行う。
 - エ 臨時点検
 - (ア) 文化センター10館について、電気事故、災害その他の異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合など、必要に応じて点検を実施すること。

- (2) 委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び技術基準への適合状況を確認するものとし、その頻度は毎週 1 回とする。
- (3) 受託者は、月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常がなかったかを問診し、異常があった場合には、技術基準に適合しない事項又は適合しないおそれがないかを点検すること。
- (4) 低圧電路の絶縁状況を的確に監視できる装置を有する需要設備について、警報発生時（警報作動電流（設定の上限は 5 0 mA とする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。）には、受託者は次のア及びイに掲げる処置を行うこと。
 ア 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行うこと。
 イ 警報受信の記録を 3 年間保存すること。
- (5) 年次点検及び月次点検等において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルについて、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認し、該当又はそのおそれがある場合は速やかに委託者へ報告すること。

9 その他

- (1) 法令、条例等に適合した車両を使用すること。
- (2) 受託者の故意又は過失により委託者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に再委託する場合は、包括施設管理業務共通仕様書の定めによるものとする。
- (4) 本業務の履行に伴い、市から提出された情報及び調査等で得た情報については、媒体の種類にかかわらず、市の許可なく外部へ提供することを禁ずる。また、当該情報は、市の指示する期間、漏えいのないよう適切に保管し、その後は復元不可能な状態で処分すること。
- (5) 受託者は、市が行う環境マネジメントシステムによる環境管理活動に協力し、環境に十分配慮すること。
- (6) 受託者が実施し、報告した保安全管理業務の結果の記録は、委託者及び受託者双方において 3 年間保存するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

別表 1 委託事業場一覧表

No.	事業所名	所在地名	電話番号	設備容量	電圧
1	白糸台文化センター	府中市白糸台 1 丁目 6 0 番地	0 4 2 - 3 6 3 - 6 2 0 8	2 7 5 kVA	6 , 6 0 0 V
2	西府文化センター	府中市西府町 1 丁目 6 0 番地	0 4 2 - 3 6 4 - 0 8 1 1	2 5 0 kVA	6 , 6 0 0 V
3	武蔵台文化センター	府中市武蔵台 2 丁目 2 番地	0 4 2 - 5 7 6 - 3 2 3 1	2 0 0 kVA	6 , 6 0 0 V
4	新町文化センター	府中市新町 1 丁目 6 6 番地	0 4 2 - 3 6 6 - 7 6 1 1	2 0 0 kVA	6 , 6 0 0 V
5	住吉文化センター	府中市住吉町 1 丁目 6 1 番地	0 4 2 - 3 6 6 - 8 6 1 1	2 0 0 kVA	6 , 6 0 0 V
6	是政文化センター	府中市是政 2 丁目 2 0 番地	0 4 2 - 3 6 5 - 6 2 1 1	2 7 5 kVA	6 , 6 0 0 V
7	紅葉丘文化センター	府中市紅葉丘 2 丁目 1 番地	0 4 2 - 3 6 5 - 1 1 8 8	3 0 0 kVA	6 , 6 0 0 V
8	押立文化センター	府中市押立町 5 丁目 4 番地	0 4 2 - 4 8 8 - 4 9 6 6	2 5 0 kVA	6 , 6 0 0 V
9	四谷文化センター	府中市四谷 2 丁目 7 5 番地	0 4 2 - 3 6 7 - 1 4 4 1	2 2 5 kVA	6 , 6 0 0 V
1 0	片町文化センター	府中市片町 2 丁目 1 7 番地	0 4 2 - 3 6 8 - 7 0 0 1	2 0 0 kVA (非常用自家発電設備 3 9 kVA)	6 , 6 0 0 V (2 0 0 V)

四谷文化センターは令和 8 年 1 2 月に移転予定。受注者は業務の実施に当たり、移転後の設備容量、受電電圧その他設備内容について、竣工図書その他関係資料により事前に確認の上、実施すること。

別表 2 定期的に行う点検の頻度及び点検項目（全施設共通）

No.	対象設備	月次点検	年次点検
1	< 引込設備 > 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態 < 測定項目 > 電圧、負荷電流測定、B 種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
2	< 受電設備 > 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサー及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
3	< 受・配電盤 >		
4	< 接地工事 > 接地線、保護管等		
5	< 構造物 > 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
6	< 非常用予備発電装置 > 原動機、発電機、始動装置等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
7	< 蓄電池設備 >	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付状態及び過熱の有無 < 測定項目 > 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重及び温度測定
8	< 負荷設備 > 配線、配線器具、低圧機器等	< 外観点検 > 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定

月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいう。

年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。

臨時点検とは、電気事故その他異常の発生時又は異常が発生するおそれがあると判断したときに実施するものをいう。

四谷文化センターは令和 8 年 1 2 月に移転予定。受注者は業務の実施に当たり、移転後の設備容量、受電電圧その他設備内容について、竣工図書その他関係資料により事前に確認の上、実施すること。

< 臨時点検について >

- 1 電圧受電盤（付属低圧盤を含む。）の支持碍子構成試験は、必要に応じて実施する。
- 2 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検、絶縁油の絶縁耐力試験及び絶縁油酸化試験は、必要に応じて実施する。
- 3 電気工作物に事故又は異常が発生した場合は、その状況に応じて絶縁抵抗試験、絶縁耐力試験その他必要な点検を実施する。
- 4 高圧受配電設備については、梅雨期、襲雷多発期、台風期及び降雪期には異常が発生するおそれがあるため、月次点検又は年次点検の際に特に留意して点検する。